

就労ビザの種類	基本的申請要件	飲食業での仕事内容(例)
技術・人文知識・国際業務	<p>【1. 学歴要件】 ・大学(短大含む)以上を卒業→日本、海外の大学どちらでも可。 ・専門学校を卒業した者→日本国内の専門学校</p> <p>上記の学歴要件を満たさない場合は、以下実務経験が必要です。</p> <p>【2. 実務経験】 ・10年以上の実務経験 この実務経験には、大学や専門学校、高校で当該知識又は技術に係る科目を専攻した期間を合算できます。</p> <p>申請人が外国の文化に基盤を有する思考又は感受性を必要とする業務(翻訳、通訳、語学の指導、広報、宣伝又は海外取引業務、服飾若しくは室内装飾に係るデザイン、商品開発等)については三年以上の実務経験。</p> <p>【3. 日本人と同等以上の報酬を得ること】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 本社勤務、店舗の店長や主任として、店舗での運営・管理業務およびアルバイト・新人社員等へのトレーニング業務 ● 店舗での運営・管理業務・翻訳・アルバイトへの教育・その他企画事務 <p>▲接客業務に関しては、一定期間の研修を行い、研修を修了した後に、本社の営業部門や管理部門、グループ内の貿易会社等において幹部候補者として営業や海外業務に従事することとなる場合は、認められる可能性があります。</p>
特定技能1号	<p>【1. 特定技能1号技能評価試験の合格】</p> <p>【2. 日本語能力試験の合格】 「国際交流基金日本語基礎テスト」又は「日本語能力試験(N4以上)」</p> <p>【3. 外国人への支援の実施】 自社内対応もしくは登録支援機関へ委託</p> <p>【4. 報酬の額や労働時間等が日本人と同等以上】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 飲食物調理(客に提供する飲食料品の調理、調製、製造を行うもの) ● 接客(客に飲食料品を提供するために必要な飲食物調理以外の業務を行うもの) ● 店舗管理(店舗の運営に必要な上記2業務以外のもの) <p>〈 想定される関連業務 〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 店舗において原材料として使用する農林水産物の生産 ● 客に提供する調理品等以外の物品の販売
特定技能2号	<p>【1. 特定技能2号技能評価試験の合格】 2年間の実務経験が必要。</p> <p>【2. 日本語能力試験の合格】 外食分野では、日本語能力試験(N3以上)が求められます。</p> <p>【3. 報酬の額や労働時間等が日本人と同等以上】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 飲食物調理(客に提供する飲食料品の調理、調製、製造を行うもの) ● 接客(客に飲食料品を提供するために必要な飲食物調理以外の業務を行うもの) ● 店舗管理(店舗の運営に必要な上記業務以外のもの) <p>〈 想定される関連業務 〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 店舗において原材料として使用する農林水産物の生産 ● 客に提供する調理品等以外の物品の販売
特定活動(46号)	<p>【1. 日本の大学、短期大学、認定専門学校等を卒業】 認定専門学校の場合は、「高度専門士」の称号を得た者</p> <p>【2. 日本語能力】 日本語能力試験N1、又はBJTビジネス日本語能力テストで480点以上</p> <p>【3. 日本語を用いた円滑な意思疎通を要する業務であること】 「翻訳・通訳」の要素のある業務や、自ら第三者へ働きかける際に必要となる日本語能力が求められ、他者との双方向のコミュニケーションを要する業務であることが求められます。</p> <p>【4. 報酬の額や労働時間等が日本人と同等以上】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 飲食店に採用され、店舗管理業務や通訳を兼ねた接客業務(日本人に対する接客を行うことも可能)